

消費者安全に関する検討委員会
食品ワーキンググループ（第2回）
議事録

内閣府国民生活局消費者安全課

消費者安全に関する検討委員会 食品ワーキンググループ（第2回） 議事次第

日 時：平成20年10月10日（金）13:00～14:30

場 所：中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室

出席者：（委員）

中川主査、青木委員、加来委員、早川委員、原委員、山上委員

（事務局）

田中国民生活局長、岡田国民生活局審議官、野村国民生活局消費者安全課長 他
（関係省庁等）

農林水産省 水田生産局生産流通振興課長、平松総合食料局食品産業振興課長、
嘉多山消費・安全局消費・安全政策課長

厚生労働省 國枝食品安全部基準審査課長

食品安全委員会事務局 酒井情報・緊急時対応課長

（独）国民生活センター 角村商品テスト部危害情報室長、宗林商品テスト部調
査役

1．開 会

2．議 事

（1）こんにやく入りゼリーの事故について

事故の概要及び業界への要望

こんにやく入りゼリーによる事故防止強化策

こんにやく入りゼリーによる窒息事故への対応

（2）自由討議

（3）食品ワーキンググループにおける今後の検討について

3．閉 会

中川主査 定刻になりましたので、ただいまより「消費者安全に関する検討会 食品ワーキンググループ」を開催したいと思います。

皆様におかれましては、大変御多忙の中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

先日、こんにゃく入りゼリーを原因とする窒息事故の発生が明らかになり、その後、関係機関等において対応がとられているということでもあります。そうした状況、対応等につきまして、本日は報告をお聞きし、消費者目線から御議論をいただきたいと思います。

カメラは退室をお願いします。

(報道関係者退室)

中川主査 それでは、まず独立行政法人国民生活センターからお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

角村危害情報室長 それでは、お手元の資料2を利用して、御説明いたします。

「事故の概要及び業界への要望」ということで「1.事故の概要」について、まず、私、角村から御報告いたします。

今回の事故は、今年7月29日、兵庫県で起こりました。内容としては、祖母が凍らせたこんにゃくゼリーを1歳9か月の男児に与えた。そうしたところ、のどに詰まらせて病院に救急搬送されたが、窒息状態になり、ずっと入院はしていたんですが、9月20日に亡くなられたというものでございます。

このときのこんにゃくゼリーは、そこに書いてありますが、マンナンライフ社の蒟蒻畑のマンゴー味であるということでございます。

本件は、今、弁護士に完全に委任しておりまして、弁護士、代理人を通じていろいろなことが進んでいるという状況なんです。中身がないカップのみの写真をそこに載せております。事故を起こした製品のものです。国民生活センターでは、のどから取り出したゼリーの写真も入手しているんですが、それは余りにも生々しいので、この報告書には載せていないという状況で、一応、事実確認はすべてしている状況でございます。

資料の2枚目は、今回の公表以前も含めてずっと国民生活センターでウォッチしている死亡事例の一覧を載せておりますが、1995年から今回のものまでで17人の尊い命が失われているということでございます。

「(参考2) 当センターがこれまでに実施したこんにゃくゼリーに関する注意喚起」ということで、具体的なテスト結果ですとか要望については、この後、私の隣の宗林から御説明させていただきますが、過去に10回こういうふうに来てきた。

その過程で、最初のうちは要望としまして、製品改善による事故の再発防止策という観点から、形状ですとか硬さ、ミニカップに入っているという構造について、早急に見直しを求めるということを要望してきたわけですが、その後、事故がソフトタイプとかそういったものでも起こっている。高齢者でも起こっているという現状にかんがみ、消費者への

注意喚起をもう少し具体的にやるべきだというふうに、ちょっとずつ要望も追加及び充実していったということです。それでも去年3月と4月に起こってしまったということで、これは10年以上も経ってあまり改善が見られないということで、本件を注視してきた立場として、もはや小手先の防止対策だけでは手ぬるい、もっと抜本的な対策をすべきではないかということで、販売規制を含めた対応について、行政に対して要望を出したというものでございます。

そういう状況で、行政機関の対応などの推移を追っていたわけですが、また今年になって不幸な事件が起こったということで、事の重大性に鑑み、せんだって9月30日に緊急公表したというものでございます。

ここに書いてないんですが、簡単に国民生活センターで情報を入手してからの動きを御説明させていただきます。本件はユニカねっとの会合で、9月9日に、去年、被害に遭われた三重県の村田さんという方が御発言なさって、その内容で国民生活センターもこういう事故がほかにあったということを知ったものです。

私どもでは、担当されるかもしれないという弁護士さんに連絡をとるなど直ちに様々な調査を開始しましたが、結果的に22日に弁護士さんから事故状況が聞けました。24日の段階で弁護士さんと相談者の間で話をしてもらって、相談者から国民生活センターに、その情報を実際に話していただけるという御許可をいただき、翌日25日に現地に調査に行きまして、いろいろなことを聞いてきたということです。

マンナンライフともすぐに連絡をとったんですが、マンナンライフ側がこちらへ出向いて話をしてくれたのは、9月29日、週明けの段階でした。その段階でまず国民生活センターとして、マンナンライフに対して、貴社でこういう死亡事故を把握している例はありますかという質問をしました。それに対して、マンナンライフは事実関係の確認が取れている事故情報は0件ですと回答しておりました。

後から知ったんですが、実は今回の被害者がマンナンライフに8月12日にこういう事故があったという電話をしております、マンナンライフは事実関係が確認できないという理由で、カウントしていなかったとのことでございます。

9月29日にマンナンライフに対して、国民生活センターで写真を見せながら、こういう事故があったということを報告して、マンナンライフ側に本件がそちらの製品であることは間違いないかということを確認して、その確認がとれましたので、翌日9月30日に公表に至ったということでございます。

以上です。

宗林調査役 それでは、引き続きまして、私、宗林と申しますが、10年以上前から苦情を申し立てられたもののテストをしたり、あるいはある程度の数をテストしてまいりましたので、これまでのデータをある程度まとめて、少し解析と見解を述べたいと思います。

それでは、次のページをごらんください。「2. ミニカップ入りこんにゃく入りゼリーの物理特性等」というページを御説明します。

「(1)大きさ」ですけれども、実は1995年くらいから事故が起きておりまして、96年、97年の間に苦情を申し立てられたもの、要するに公表されておりませんものも含めまして、30銘柄弱あるいは味の数も入れますと、その倍ぐらいの物をテストしてきております。今回は全部の味も加えまして、72銘柄、2007年ではテストしております。

まず大きさという観点でいいますと、1996～1997年の調査で最大径2.5～3.9というような幅のこんにゃく入りゼリーでございまして、それは2.5のものでも3.9のものでも、死亡事故であるかどうかは関係なく事故を起こしていたというものであります。

それから、2007年ですけれども、2.9～4.3ということで、今回、事故のありましたマンナライフさんのものも大きなものになりに近いわけですけれども、その範囲の中ということです。あわせて最大径が2.5～4.3cmということで、10年前と昨年を比較しても、それほど大きな差はございませんでした。

年齢によって口の大きさは勿論異なりますし、1歳の子が入るかということ、そうではない場合もありますけれども、6歳、7歳のお子さんの死亡事故も考えますと、この大きさは一口で入らない大きさではないと考えております。

また、最小の2.5cmあるいは最大の4.3cmは、いずれも窒息事故を起こしている商品でございまして、そんなことから、この範囲の大きさの中では事故が起きる可能性を否定できないと考えております。

「(2)かたさ、弾力性」についてでございます。申し訳ありませんが、その次のページにカラーのものが付いておりますので、もしかすると、そのページを横に置きながら、横に置きながら説明を聞いていただく方がよろしいかと思っております。

図1と図2ということで、左側が過去のデータ、そして、今回の調査結果を右側の図2でまとめたものを掲載しております。

このグラフは右側にいくほど弾力性が強い、そして、上側にいくほど硬さが強いと読んでいただくとよろしいかと思っております。

図の形で見ていただいてもすぐわかりますように、商品群全体で見ますと、10年前、過去のものに比べまして、昨年度の方がむしろ弾力性があり、硬いものが登場してきておりまして、全体としてやわらかくしているというような物性の改善は、全体としては認められないと考えております。

更に2007年時の調査におきまして、凡例のところを見ていただきますと、こんにゃく入りゼリーを、*を普通のゼリーでブルーのものになります。今回2007年度に調査したときに、ソフトタイプとうたっているものを でプロットしてございます。

図2のところ、比較的下のところに のものが見受けられると思っておりますけれども、ずっと横に目を移していただいて、過去のデータを見ていただきますと、左側のところです。赤の「ソフトタイプ窒息事故」というものがございまして、これは10年ほど前にソフトタイプとうたっているものでありまして、これは死亡事故ではございませんけれども、窒息事故を起こしております。

参考までに、例えばマンナンライフさんのもの、今年、死亡事故を起こしたものと同じようなタイプがずっと出ておりましたので見てみますと、マンナンライフさんについては、形状などは変わっておりますけれどもかなり近い物性のままということです。

そういう意味で、先ほどの説明に戻りますが、ソフトタイプというものについて見ていただきますと、10年ほど前に同じような、昨年のソフトタイプ、現状で売られているソフトタイプというもので、過去に窒息事故を起こしているというようなことがありますので、これから見ますと、この程度のソフト化で窒息事故が起こる可能性を否定することは難しいと考えております。

ですから、こういったことから見ますと、2007年度に見られたソフト化では窒息事故の再発を防ぐには不十分であり、硬さ、弾力性をどの程度小さくすれば、事故が物性的に防げるかということについては、現在わからないという状況だろうと思っております。

「(3) 注意表示」ですけれども、これは昨年度の調査ということでお聞きいただきたいんですが、子どもあるいは高齢者への禁止等についての表示を表1にまとめましたけれども、下に書いてあるようなものでして、子ども、高齢者への禁止等の表示はそれぞれ25銘柄、8銘柄ということで、34%、11%のみでございました。

また、ミニカップ個々に注意表示があったかどうかということですが、29%、21銘柄、これは母数72銘柄について、そのうちの29.2%にありましたけれども、その内容は高齢者や子どもに食べるなというものではなくて、食べ方の注意であったり、もう少しソフトな注意表示が一部あったというようなものであります。

窒息事故による死亡事故が発生したことをかんがみますと、現在どのくらい変わっているかは調査しておりませんが、その当時、注意表示は不十分であったと考えております。なお、この後、9月以降に業界団体より警告マークの取組みがされたということも、一応付け加えさせていただきます。

次のページにまいりまして、今のような説明をさせていただきましたが、こういう状況を踏まえますと、商品が物性的にみた部分、大きさは、先ほどの数値というのは、昨年決まりました韓国の5.5cm以上のものに比べると小さい数字で、一口に入るものであります。今の実態から見ますと、かなりやわらかいところでも事故が起こっております。大きさ、硬さの点でも現状のものは事故を起こす可能性のある範囲のものが売られているということでもあります。

ですから、食べる人、食する人が、例えば子ども、高齢者というような弱者の方、そういった方たちがこのまま食べる機会を持ったままですと、やはり同じ事故が起こる、再発の危険性は否定できないだろうと思っております。

「3. 行政への要望(2007年)」ということで、昨年、ミニカップタイプのこんにゃく入りゼリーの安全性を検討の上、販売規制を含めた事故防止策の検討を要望するというところで要望いたしました。これは、その当時、安全性の評価もきちんとなされるべきであると思いましたが、事故が引き続き起こっておりますので、販売規制も含めたというこ

とで検討を要望したわけです。

販売規制は、先ほど言いましたように、リスクを抱えた人たちがこのまま食するということは、そのままですと事故を再発することが否定できないというふうに、去年の時点で思っておりましたので、そういった方たちが食べるという状況の販売、あるいはそういう状態は避けるべきであると考えております。

そのほかは、製造・販売・輸入業者に対して、より一層の指導を要望するというところで行政には要望しております、その中で、後半のところにありますけれども、事故情報の収集ということも要望しております。

つい最近の私どものP I O - N E Tの情報などでは、死亡事故が中心になっておりまして、未遂といえますか、詰まったけれども大丈夫だったというデータは余り入っておりませんが、過去10年前ほどで見ても、死亡事故が起こっている場合には、その倍とか、かなりの方が詰まっているけれども大丈夫だったという情報もかなり入ってきていた時代もあります。

それから、厚生労働省さんが窒息事故に関して調査をまとめられましたけれども、その中で、こんにゃくゼリーかどうかは特定できておりませんが、ミニカップゼリーの事故が11例ということで、1年間の事故事例としてまとまっておりますので、そういった収集の方も要望するというところでございます。

「4. 業界への要望」は、行政への要望の(2)を併せたような形で、至急、事故防止のための取組みを要望したということでございます。

以上です。

中川主査 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、農林水産省からお願いしたいと思います。

水田生産流通振興課長 農林水産省の生産流通振興課長でございます。御説明させていただきます。

資料3「こんにゃくゼリーによる消費者被害への対応について」という資料でございます。

農林水産省におきましては、9月30日に独立行政法人国民生活センターから死亡事故が公表されたことを踏まえまして、業界3団体、これはお菓子の協会とこんにゃくの製造業界に対策を講ずるよう、文書で指導を行ったところでございます。10月3日までに事故防止策をまとめるようにという指導を行ったところでございまして、10月3日、業界から事故防止策の報告があったということでございます。

この報告につきましては、この報告がスケジュールどおりに着実に実施されるようにスケジュール管理と指導をしっかりと行ってまいりたいと考えておりますし、更に可能な事項があれば、追加的な取組みを行うよう指導してまいりたいと考えております。

「業界団体の事故防止強化策」でございしますが、まずは「表示の改善(主なもの)」でございしますが、ミニカップゼリーの包装の袋でございしますが、今、袋の表面の右

下の方に警告マークというものが付いております。これは昨年国民生活センターさんからの御指摘等を踏まえまして、業界3団体で共通のマークをつくらうということでございまして、昨年9月に警告マークというものをつくったところでございます。

資料の7ページをごらんいただければと思いますが、この警告マークに加えて、今回、更に大きな文字の警告文を表示することにしておるところでございます。7ページ、これを包装と考えていただければと思いますが、真ん中の部分が包装の表面になるところでございます。表面の下に大きく、今回「小さなお子様や高齢者の方は絶対にたべないでください」というマークを付けるということにしております。右側の方にございますのが、昨年定めたこんにゃくゼリーのマークでございまして、昨年定めたときには、このマークの下にお子様や高齢者の方は食べないでくださいということが書いてあったわけですが、非常に小さいという御指摘がございまして、しっかり大きく、だれでもわかるような形で表示をするということを、今回、取り組むということでございます。

1ページに戻りますが、更にいわゆる個包装、カップにも警告マークや警告文を、カップの表面の3分の1程度を使ってしっかり表示してもらいたいということで、そういう取り組みをしまっているということでございます。直ちに取り組んでいきたいということで、業界から報告を受けているところでございます。

「形状、固さ等の改善」でございまして、これにつきましては、専門家によりまして物性を改善して、より窒息が起こらないような形の形状、硬さにしていきたいということでございまして、専門委員会を早速10月16日に立ち上げてまいりたいということでございます。1か月程度をめぐりとりまとめをまいりたいということでございますが、これと並行いたしまして、各社においても先行的に可能な改善に取り組んでいただくことになっているところでございます。

「販売方法の改善」でございまして、小売業界に対しまして、団体の方から店頭における警告表示をきちっとしていただきたいということ。それから、お子様向けの菓子と一緒に販売しないで、別のところで売っていただくような形での取り組みの要請を既に10月6日にしているところでございます。

2ページでございまして、今回、事故がございましたマンナンライフでございます。この会社につきましては、業界の中の最大手でございまして、シェアが7割ぐらいを占めている会社でございます。今回、事故を起こしたということ、更に業界のトップ企業であることも踏まえまして、自主的な取り組みというものをしっかり取り組んでいただきたい、業界団体の取り組みに加えてしっかりやっていただきたいということをお話させていただいているところでございまして、そういった中で、今回、ミニカップタイプのいわゆる蒟蒻畑の製造、出荷の一時停止を10月9日から行っているところでございまして、本日からテレビ媒体で注意喚起もしているという状況でございます。

「2. 消費者、流通・小売業界への注意喚起」ということで、こんにゃくゼリーに关します注意喚起のチラシを農林水産省としても作成いたしまして、消費者団体への情報の周

知、ホームページ等々での情報提供を始めたところでございます。

また、流通業界団体に対しましては、しっかりと事故防止の協力を申しますか、店頭での表示をしっかりやっていただきたい、あるいはお子様向けの菓子と同じところで売らないでいただきたいというようなお願いをしているところでございます。

3ページからでございますのが、業界3団体から報告を受けた内容でございます。

表示の改善、具体的には、先ほど申し上げました7ページでございますけれども、こういった形で、袋の表面に大きな形で小さなお子様や高齢者の方は絶対に食べないでくださいという表示をするということでございます。それから、裏面にもきちっと同様の警告表示をいたします。また、凍らせると硬さが増すということについても、しっかり表示をしていきたいということでございます。

9ページをごらんいただければと思いますが、こちらは農林水産省といたしまして、ホームページ等に掲載をいたしまして、更に農林水産省の出先機関等を通じまして、消費者団体の方々あるいは注意喚起をするという意味で、子どもやお年寄りに絶対に食べさせないというマークを付けているところでございます。

参考3、10ページでございますけれども、流通業界団体に出した通知でございます。御参照いただければと思います。

以上でございます。

中川主査 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、厚生労働省からお願いしたいと思います。

國枝基準審査課長 厚生労働省の食品安全部基準審査課長でございます。座って御説明したいと思います。

資料4をごらんいただきたいと思います。厚生労働省では食品衛生法を所管しておるということで、食品衛生法では衛生上の危害の防止という観点から、さまざまな対策を講じておるわけでございますけれども、こんにゃく入りゼリーの窒息事故につきましては、食品の物理的な形状に起因するということで、従来の食品衛生法の規制の対象となる衛生上の危害には該当しないと考えております。したがって、法律的に対応するというのは非常に困難でございますが、厚生労働省としての今回の死亡事故の発生、また国民生活センターからの要請を踏まえまして、次に掲げるような取組みを実施しておりますし、また今後も取組みたいと考えております。

「1.業界の事故防止対策に関する情報の提供」ということで、昨年10月になりますが、業界団体が事故防止対策をとりまとめたわけでございますけれども、これらについて、特に児童福祉施設とか介護保険施設などでは、高齢者あるいは幼児の方がそういったものを食べる可能性があるということで、都道府県などに対して、こういった事故防止対策についての周知を要請したところでございます。

「2.食品の窒息事故に関する研究の実施」ということで、こんにゃくゼリーだけでなく、その他のさまざまな要因で食品による窒息というものが起こっておるのではないかと

ということで、こういった現状の把握と原因の分析が非常に重要だろうということで、これについて研究を実施いたしまして、その結果を5月に公表したところでございます。

その概要としましては、別添のとおりということで、2枚めくっていただきますと書いてございますが、それが結果でございます。大きく分けて2つございまして、消防本部、救命救急センターの御協力を得まして、こういった食に基づく窒息の現状も把握しております。

結果が3の下のところに出ておりますけれども、そのような形で出ております。

次のページでございますが、当然のことになるかもしれませんが、高齢者、65歳以上の方が顕著ということで、消防本部、救命救急センター、どちらも約8割ぐらいが高齢者でございました。残りの大部分が乳幼児になりますが、乳幼児についても1～4歳の方が多かったということになります。

原因食品で見ますと、両調査とももちが最も多く、次いで御飯やパンなどの穀類が多くなっております。

穀類に次いで、菓子類が多く、魚介類、果実類、肉類などもございました。

菓子類としては、あめや団子などが多く挙げられておりました。

カップ入りゼリーにつきましては、消防調査8例、救命救急センターでは調査3例ということでございました。

それから、こういった窒息事故の原因の状況把握とともに、実際に原因となるような食品、あるいはそれを食べる側の要因についても少し検討しておりまして、もちの温度低下やカップゼリーを冷温保存をした場合には、窒息の1つ大きな要因になるのではないかとということが示されております。

いずれにしましても、こういった結果、食品の窒息事故のリスクを広く周知することが必要ということで、この調査結果の中の最後のまとめという形でまとめられております。

戻りまして1ページ目になりますけれども、これは昨年度の結果でございますが、今年度も引き続き食品による窒息の要因ということで、食品の側と実際に食べる側、これらについて要因と事例の分析を行うこととしておりますし、また窒息リスクに関する意識調査なども実施することとしております。

「3. 食品の窒息事故に関する情報の提供」ということで、今、御説明しました研究と内閣府の食品安全委員会で食べ物による窒息事故を防ぐためにということで、窒息事故に関連する要因だとか、あるいはそれに対する救命方法のようなものについて、ホームページで掲載しておりましたので、これらを併せて関係府省とともに都道府県等に通知して、その周知の要請をしたところでございます。

次のページでございますけれども、今回、新たに非常にお気の毒だと思いますが、幼児の方がお亡くなりになられたということで、10月3日に食品安全委員会のホームページが更新されたということもございましたので、それも含めてですけれども、改めて都道府県等に対して、今回の件、窒息事故についての予防、啓発、食事提供の際の注意喚起につい

て周知を要請したところでございます。

以上です。

中川主査 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの関係機関からの御説明に対する御質問、御意見等を御自由に委員の方から御発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

青木委員、どうぞ。

青木委員 青木でございます。

1点教えていただきたいんですが、情報として、諸外国での規制状況をどちらから教えていただけませんか。

野村消費者安全課長 現在、米国、EU、韓国、オーストラリアで何らかの規制が講じられていると承知してございます。米国におきましては、球状のものに関しまして、直径1.75インチ以下、球状でない場合は1.25インチ以下の大きさに入っているミニカップゼリーに関しては、輸入及び国内の流通をさせてはいけないという規制になっておることでございます。

それから、EUに関しましては、ゼリーへの添加物といたしまして、こんにゃく、それ以外にかんてん、カラギナンという海草由来のゲル化剤と定義されておりますが、そういうものを添加してはいけないという規制内容になってございます。

韓国も大きさでございますが、直径が5.5cm未満、底辺からの高さが3.5cm未満、弾力性に関しまして5ニュートンを超過するものに関しまして、製造・販売・流通が禁止されているということでございます。

オーストラリアでは、球状の場合が直径4.5cm以下、球状でない場合は3.2cm以下の大きさのものを販売・流通させてはいけないという規制が講じられているということでございます。

宗林調査役 済みません。1点追加ですけれども、韓国の場合、昨年10月に原料として、こんにゃく及びグルコマンナンの使用も禁止されております。

中川主査 どうぞ。

早川委員 先ほど、マンナンライフ社がそういう事故はないという見解のお話を聞きましたけれども、そういうところもきちっと指導する必要があるのではないかと思います。いわゆるお客様の声が入ってこない体制なのか、入ってきてもちっと上に伝えるシステムがないのか。これだけの事件がありながら、自分のところではゼロですと言い切ってしまう姿勢に大きな問題があるのではないかと思います。

もう一つは、商品なのですが、一口で食べられるということと、のどに通るということはまた違うと思います。多分どんなに小さい子でも口の方が大きいと思います。ですから、そこら辺のところも、口に入れてのどを通るときの大きさがどうなのかとか、多分名前がこんにゃくについているので、かみ切れないということは普通わかると思うんですけれども、ここにゼリーと書いてあるので、ひょっとしたら、ゼリーは割と口の中に入れてしま

えば砕けてしまうという概念があるので、ついゼリーという名に重きを置いてしまって食べさせてしまうということがあるのではないかと感じますので、ネーミングというものも考えていただくことが必要なのではないかと気がいたします。

一番私が驚いたのは、これだけの事故を起こしながら、その会社がその事故を把握していないという点が非常に大きいと思います。お客様の事故情報とか危害情報といったものが、きちっとその会社に入ってくるような、そして、入ってきたらどのように対応していくのかという、システムづくりまでを御指導いただくということが大切なことではないかと思えます。

以上です。

中川主査 山上委員、お願いします。

山上委員 今、早川委員がおっしゃったように、私も消費者目線で考えますと、ゼリーという口に入れると溶けるという常識といいますか、認識を消費者の方は持っているかと思えます。それがこんにゃく入りゼリーなのか、こんにゃくゼリーなのか。ネーミングでは、今回の商品は口に入れても絶対に溶けるものではないわけです。まずこのところに大きな勘違い、誤解があるかと思えますので、ネーミングを変えるのかどうか。まずそういうところで、ゼリーという勘違いをさせるような表示が、法律的な表示ではなくて、常識的な差といいますか、そういうところで、こんにゃくゼリーという言葉は絶対にやめるべきではないかと思っております。

国民生活センターの先ほどのお話では、物性的に子どもと高齢者の方も食べる。食べると再発の危険性がありますという御指摘をいただいておりますが、ただ、それ以上のどういうものにしたらよろしいか、専門的な知見とかそういったものは持ち合わせていない。いつも中立的な立場で検査をしていただいている国民生活センターのテストで、こういうような形で出ている。これはとても尊重しなくてはいけないと思っております。ですので、個人的に販売規制を是非してもらいたい。どうしてそれができないのかと思うくらいなんです。法律的にいろいろあるかと思えますので、ここでどういう形で、物質的にどういうものであれば、より安全なものになるのか。弾性とか形状なども含めて、そういうものをやっていただきたいと思っております。

先ほどの農林水産省で、業界団体の事故防止強化策として、物性等改善方策検討委員会を10月中旬をめどに立ち上げる予定だということでございますが、1つここで教えていただきたいんですが、この委員会には、どのような方が委員にお入りになるんでしょうか。少なくともこういう消費者の痛ましい事故が起こっている現状から見て、消費者サイドの委員に是非入っていただかなければと思っておりますが、教えていただければと思っております。

中川主査 お願いします。

水田生産流通振興課長 農林水産省でございます。

専門家による物性等検討委員会はこれから立ち上げるところでございますので、そうい

った意見も十分伝えて、業界の方に指導してまいりたいと考えております。消費者の視点からということが非常に重要だということは、そのとおりだと思っております。

また、具体的に専門家としての知見というものも非常に必要だと考えておりますので、メンバー等の人選に当たりましては、そういったことを踏まえてしっかりやるように指導してまいりたいと考えております。

それから、先ほど御意見がございましたネーミングの関係でございますが、こんにゃく入りゼリーと書いてございますけれども、一般的にこんにゃくゼリーと言われておりますので、その規制、注意してくださいという意味で、こんにゃく入りゼリーと書いているところでございます。

例えば今回事故を起こしましたマンナンライフ社の商品におきましては、ゼリーという言葉は使っておりません。ゼリーというのはやわらかいというイメージをさせるということだと思いますので、マンナンライフ社の蒟蒻畑については、ゼリーという表現は最近では使っていないという状況になっております。

中川主査 原委員、お願いします。

原委員 私自身は1996年の事故が起きたときに、農林水産省と意見交換をさせていただいたものです。最初の死者が出て、うちにも同じぐらいの子どもがいたので気になって、その後、高齢者の方の事故だったので、どういうふうになっていくかと思っているときに、また6人目、7人目が子どもだったので、すぐ買ってきて食べてみたのです。おっしゃるようにゼリーはゼライスでつくっていますから、口の中に入れると体温で溶けるのですけれども、こんにゃくゼリーはそんなものでは全くない。当時は凍らせて食べるとおいしいともたしか表示があったりして、大変危険でした。

農水省とお話をさせていただいて、そのとき、農水省が非常に食い下がられたのは、中小の事業者がようやくこんにゃく入りゼリーで活路を見出したところなので、製造・販売禁止はどうしても勘弁してくれとおっしゃられて、ゼリーという用語も問題だという話もしました。結局そのときの農水省の対応は、警告表示と形状の改善ということで、マンナンライフさんはミニカップのタイプであったものを、ハート型を大きくしたような、ちょっと崩したような形にそのときになさったのです。

さすがに出した新商品で死者が出るということで、そのときは、かなり中小の事業者の方も製造をおやめになったと記憶しています。マンナンライフさんと数社ぐらいしか残っておられなかったのが、ここにきて、また売れるというので事業者の方が製造しておられる。

それから、形状、警告表示、弾性についても、その当時、随分詰めた話をして約束をなさったのに、それも緩々になってきている。また、事故が再発をしているということで、今回この事故を受けてどのような対応をとられるかということ、10年前と同じなのです。今の仕組みのままで、また少し形を変えました、弾性を変えました、表示を変えましたというのでは、また数年して死者が出ることは予見をされると思っていて、この改善の仕方で

は無理なのでないか、だめなのではないかということは、内部では全く検討の俎上にも上がっていかないということなのでしょう。そういうことも含めて、検討していくことになっておられないのか。96年のころの反省というのは、どこにあるのかということをお農水省と厚生労働省にお聞きしたいと思います。

それから、国民生活センターがたびたび警告情報を出されているのは知っておりまして、事故があるたびに大変気にしていらっしゃったということはわかるのですが、どういう権限があれば、こういうことがもうちょっと防げたであろうかということがあれば、それも出しておいていただけたらと思います。

中川主査 今、農林水産省、国民生活センターへの御質問ということだと思いますが、農水省の方からもしありましたら、お願いします。

水田生産流通振興課長 農林水産省でございます。

10年前から、農林水産省としても、御指摘を受けて業界指導に努めてまいったわけですが、やはり不十分な面があったと認識しているところでございます。

御指摘を受けて、各社ごとの表示の改善をさせていただいたり、各社ごとで形状の改善に取り組んでいったところでございます。マンナンライフ社におかれても、形状をハート型にするとかカップをつまんで出しやすくする、吸わなくてもいいようにするとか、そういう取組みがされてきたわけですが、また事故が発生しているということでございます。

確かに抜本的なことといたしましては、こういったミニカップタイプではない別のタイプというものもあるかと考えておりますし、マンナンライフ社さんでも別のタイプ、飲むゼリーのようなタイプのもの、ウィダーのようなタイプのものもやっておられる。そちらの方では問題ないわけでございますので、そういったタイプへもっていくことも1つのあれだろうと思います。強制的に権限があるわけではございませんので、そういう中で自主的な取組みということで、是非そういったことを私どもしても、自主的な判断として、企業の方々にお話をさせていただきたいと考えているところでございます。

中川主査 御質疑がありましたら、後で御発言ください。

国民生活センターさん、お願いします。

角村危害情報室長 国民生活センターは、今、権限というものは1つ持っていないんです。どういう権限があればというか、権限がそもそもないので、それ以前のところなんです。ですから、まさにその辺りはこれから御検討いただくということです。

来年度になれば、ADRというものが我が方でも始まりまして、そうすれば、ある種立ち入って1つの問題を解決していく権限を持つわけですがけれども、製品事故という点で見ますと、今、各省さんが持っていらっしゃるような権限、それも、今かなり細分化されて過ぎているので、それを横断的に超法規的に解釈して何かをするということは、当センターを含め、どこもまだできない状況で、今後の課題になるんだと思います。

実は国民生活センターに、今回のマンナンライフさんは来ていますけれども、ひどい業

者ですと、来てくださいと言っても来てくれないんです。それはうちに業者を呼び出す権限がないからなんですけれども、そういったところから地道な、少しずつある種の権限とっていいのかわからないけれども、権利を持たせていただければ進歩していくと思います。ただ、現状は何もないので、どういうものと言われても、抱える範囲が広すぎて答えが難しいと思います。

宗林調査役 先ほどのことも含めてです。物性なんですけれども、私が知見がないとお話をしたんですが、その意味は、グラフを見ていただくとわかるようにこんにゃくを使っていないものと見た目は同じぐらいまでやわらかいものが出てきているんですが、ゼライスではないもので固めている、あるいはカラギナン、ゲル化剤も使っているというものでつくっていると、同じような弾力性であっても、一口で入ると弾力性があることで、のどを通過する本来の大きさよりも大きくても実は中に入ってしまうということもあるんです。

ですから、こういった原材料を使ってつくっている一口サイズのものに関しては、危険を回避し切れないということを裏返しにお話をさせていたという意味です。逆にリスクの高い人たちが食べることををどう避けるかというのも1つの手立てではないかということでお話をしました。

それから、子どもは、今、角村が話しましたように、権限はございません。ですから、そのかわりといっちはなんですけれども、自分たちの身を呈して、一般の方に事業者名を出し、事業者にとってもマイナス面の情報も実名で出して、マスコミを通して一般消費者の方に直接情報をお伝えするということです。それが言ってみれば一番の私たちの力だと思っております。

さりとて、それだけをしているわけではなく、その都度、関係の行政機関には要望書も出してありますし、御説明にも伺っておりますので、ほかの案件ですけれども、それが何年か経ってやっと法制化されました。全然違うおしゃれ用コンタクトみたいなものもあるわけですけれども、そういった形で、最終的にはいろいろなところに働きかけていくということと、直接お伝えして、消費者側、国民の方に知っていただくということぐらいしか今はないということです。

中川主査 ありがとうございます。

原委員、今のお話でよろしいですか。

原委員 また、後で発言させていただきます。

中川主査 それでは、青木委員、お願いします。

青木委員 この件に関しては、現在、対応中というところで、緊急対応としてすべきものと、暫定としてやるものと、抜本的な対応としてやらなければいけないものと3種類あると思います。10年間これだけ繰り返しているということを考えたときに、緊急対応としては、各省庁、国民生活センターのお話で注意喚起を今までこういうふうやってまいりましたということなんです、これから考えなければいけないものは、注意喚起というも

の一番有効な方法論を詰めないとなかなか届いていない。だから、事故が再発しているんだと思うんです。

今回、御説明の中で、私メーカーの立場としては、流通業界の方の店頭での情報の掲示などが一番効果があると思います。実際に買うときに、その場で買う意思のある人に、その情報がきちんと目に入るというところでは、今回、措置の中では、一番緊急性がある対応としては、その手法というのが非常に有効なのではないかと思っております。

あとは、マスコミの力というのは注意喚起が非常に大きいので、本件はとにかく幼児、高齢者の方が食べなければ起こらないというのが1つで、今、緊急に防げるのはそれなので、是非注意喚起の緊急の方法論は更に積極的にやっていただきたいと思います。マスコミに協力いただいてもいいと思いますが、図るということがまず第一点だと思います。

あと、表示などの考え方は、暫定も抜本も先ほど来出ていますが、ただ、諸外国で規制があれだけ規格化されている以上、これまでいろいろな検討はされているものだと思います。

そうした場合に、この件をインターネットなどで調べてみると、一般の消費者の方というのは、何で販売を中止するんだ。おもちを食べて窒息しているんだから、もちもやめさせろというような意見が結構出ているんです。先ほどの厚労省の調査結果、救命センターなどでもやはり1位はおもちで窒息している。

この辺の違いが何なんだろうかと私も考えてみたんですけども、おもちというのは一般的な通念として、のどに詰まってしまうと窒息してしまうというのが、我々消費者の方にも通念として入っていると思います。ですから、先ほど原先生などがおっしゃいましたように、ゼリーとかこんにゃくというのはまだまだそういう一般的な通念にはなっていないので、そういう段階だと、表示だけではなかなか浸透されていないと思います。警告表示というものは勿論必要だと思いますが、それは商品の設計のところを変えない限り、表示というものをきちんと消費者の方が全部確認するかというと非常に難しいと思います。だから、設計の要因のところは、是非早く専門委員会なり何なりで確定していただきたいと思っていますし、そういう検討ができないのかということ、この件を伺っていて感じた次第です。

中川主査 ありがとうございます。まさに消費者庁全体統合の機能を果たせとおっしゃっているような御意見だと思います。

加来委員、お願いします。

加来委員 遅れてまいりまして、済みません。

今の青木委員の発言に上乘せするような形で申し訳ないんですが、最初に青木さんが質問された海外の規制、EUとか韓国などが紹介されましたけれども、諸外国が規制を設けることによって、従来起きていた事故が例えば劇的に減ったとか、規制をかけることによっての効果というのは、何か把握をされているのでしょうか。

もしそういう規制をかけることによってよくなったということであれば、今日、関係省

庁の方がお見えですけれども、そういうことの法制化なり一定の規制の枠というものは有効だという判断ができるんです。

今、国センの方もおっしゃっていたように、確たる知見が求められない。でも、今のままで事故が起きるといことはほぼ推測できるということですから、それを防ぐ手法として、海外の事例が有効であれば、それを参考にガイドラインをつくるなり、大きさなり硬さなどの規格があるわけですね。そういうものを有効に使えばいいのではないかと素朴に思っています。

その後の経過を把握しておられたら、お教えいただけますか。

野村消費者安全課長 手元で把握できておる範囲で恐縮でございますが、韓国の場合は2001年に9歳の子どもさんが亡くなられて、その後、2002年に規制をかけました。その後、改めて2004年に事故が起こりまして、更に規制の強化を行っている。2005年及び2007年に更に規制の強化を行っている状況だと聞いております。ですから、どうなればなくなるかということを探していることになると思います。

EUの方は、EU全体として添加物としてこんにやくを使ってはいけません。使用禁止という指令を出してございます。各国ごとの対応状況については、申し訳ございませんが、把握できてございません。

アメリカ、欧州におきましては、国内での生産は行われておりませんで、輸入を全面的に禁止してございますので、それに起因する死亡事故は発生していないのではないかと理解しております。

中川主査 いいがしょうか。原委員、お願いします。

原委員 たびたびで申し訳ないんですけれども、私も諸外国の状況について、今、手元にはないのではっきりこうとは言えないんですけれども、私の見た限り、非常に素早い対応をとっておられるんです。第1の事故も第2の事故辺りでさっと対応をとっている。それが日本はできていない。

それから、自主回収ということも結構やられています。すぐ市場から撤去されるので、効果という意味では、その製品が市場になくなってしまっているという状況です。たがら、先ほど国センの方に御意見をお聞きしましたけれども、なぜ日本は素早い対応がとれないのかというのは課題だと思います。

だから、先ほどの農水省の返事は、私としては非常に不満です。だから、文書を残しておられるかどうかわかりませんが、10年前、96年のときに出された文書と今回出しておられる文書はほとんど同じです。

中川主査 意地の悪い質問ですけれども、農水省の方か厚労省の方は関係ないとおっしゃるかもしれませんが、法制化の御要望があったと理解してよろしいですか。それに対して、なかなか難しいところがあるんだという事情がありましたら、お教えいただければと思います。急な質問で申し訳ないです。

國枝基準審査課長 私ども食品衛生法を所管しているものですが、先ほど御説明

しましたように、食品衛生法につきましては、従来病原微生物による食中毒や化学物質による食中毒などを前提にしていることがございまして、物理的な要因は対象外にしております。仮に例えばこんにゃくゼリーを入れ込むとなった場合には、先ほど議論になっていて、リスク認知の問題はあるかもしれませんが、もちとか、あるいは私ども調査で意外だったのは、あめなどでも結構窒息事故があるんですけれども、こういった食品をどうするかということも、1つ大きな問題としてあるのではないかと思います。

それから、海外では全く禁止しているところ、規格基準を設けているところがございしますが、規格基準をつくることによって、その範囲内はOKという形の国のお墨付きを付けることになります。その場合、実際にゼロリスクにするというのはなかなか困難ですので、そういう形で基準でとり込むのではなく、事業者が責任を持ってその中でやるというのも1つの方策だとも思います。

それから、海外の規制で、先ほど国民生活局からお話がありましたけれども、EUの場合には、こんにゃくを食するという経験がないということもございまして、添加物という前提で考えているということです。一方、日本の場合には、食品として既にあるものであり、これを前提の中で規制をかけることにはなりますが、EUのように全くなしの中で添加物について、その使用を認めるかあるいは使用基準をつくるかというのは法制的に違う部分があります。また、日本の場合には、現実にこんにゃくを食するという食習慣もありますので、先ほど青木先生からも話がありましたけれども、実際に何でも禁止するのはどうかという意見は結構根強くございます。私どもも決して現状がいいと思っているわけではないんですけれども、そういう意見もございまして、仮に食品衛生法で物理的な要因を入り込ませる場合には、そういったさまざまな点を検討していかなければいけないと思っています。

それから、原先生からの御意見に厚生労働省の対応ということがありましたけれども、先ほど言いましたように、物理的な要因については対象外ということにしていますけれども、やはり食の安全ということで、こんにゃくゼリーだけではないんですけれども、さまざまな方が食品の窒息事故で亡くなっておられます。これについてはきっちり調査をして、周知する事業者あるいは消費者がしっかりと対応することが非常に重要だと思いますので、私どもはそういう取組みをさせていただいております。

また、たしか昨年7月に三重の方でお亡くなりになられた方の場合には、自宅ではなくて、保育所で亡くなったということもありまして、厚生労働省が所管をしている介護保健施設、児童福祉施設のようなところにも、親だけがしっかりしていればいいということではないので、私どもの方はそういったデリバリーというか、与える場のところについての周知というものも、食品安全部だけではなくて、関係する部局と協力してやらせていただいているということでございまして、最大限の努力はしております。今後、国を挙げてこの問題を取り上げるということであれば、私どもが今まで得ているいろいろな情報などについては提出させていただいて、御協力したいと思っております。

中川主査 お願いします。

平松食品産業振興課長 農林水産省ですけれども、原先生から非常に厳しい御批判をいただいておりますけれども、表示につきましても、96年辺りから厳しく指導しております。今は統一マークを業界でつくりまして、ほとんどの製品にマークが付いております。しかし、今回のような不幸な事件がまた起きたということで、今回はもっと大きくして、4.5cmと13cmですから、かなり大きなマークを表面に付けよう。個々のカップにも付けようという形にしております。たばこなどよりもはるかに大きなマークが付くという指導をしております。

それから、農水省で食品の製造や販売や出荷を禁止するという法律はございませんので、そういう中で指導をしておる。

物性のことなんですけれども、これがなかなか難しく、これまでも各社でやわらかいもの、大きなもの、そういうものをつくっておるんですけれども、やわらかくしても、やはり危険性がある。大きくすると、大きい人が今度は食して窒息するようなケースがあるということで、物性については、先ほど内閣府さんからもありましたけれども、決め手がなくて難しく苦慮しているところです。

そういう法律のないところで、設置法に基づく行政指導ということで、できるだけ指導をしておるんですけれども、なかなかこういう事故をゼロにできないということで、非常に苦慮しているところでございます。

中川主査 国民生活センターさん、どうぞ。

角村危害情報室長 私の方から発言させていただきます。国民生活センターですが、先ほど権限の云々の話がありましたが、例えば販売を中止させるとか、そういったことは別として、皆様よく御承知だと思っておりますけれども、例えば経産物資であれば、消安法で、こういう大きな事故があれば、内容はともかくとしてとにかくすぐに経産省に対して知らせなくてはいけないということが決まっております。

ただ、食品に関しては、例えば今回のマンナンライフの事例もそういったものはされていないわけです。多分そういう制度がないからだと思うんですけれども、とにかく知らせて、それを経産省が国民にも知らせる。その後、事故を誘発する因果関係が製品にあったのかどうかを調べるというスタンスになっているわけです。もしも製品側に問題があれば、それは販売規制や回収といったことが経産省から発令されるというシステムになっているわけですが、そういったものは、例えばあってもいいと思います。

それから、参考になるかどうかわかりませんが、これはあくまでも私の私見でもあるんですが、今回の事故のものもそうなんですけれども、病院で被害者から取り出されたこんにゃくゼリーの形状その他を見ますと、余りそしゃくされた後がないんです。よくこんにゃくゼリーというのは、物性のことばかりが話題になりまして、今、インターネットなどでももっと事故の多いもちやパンはどうなんだということばかりが書かれているような状況ですけれども、食べられ方の問題は意外と語られていないんです。そのままの形でのど

に詰まっているというのは、要するに、おもちですとかパンといったものの事故とはメカニズムが違うといえますか、もちなどは、をそしゃくする嚥下能力の問題とか、そしゃくするという行為を、言い方が悪いですけども、怠ったことによる事故。食べる方にも事故を誘発する要因があるという可能性を秘めているのに対して、こんにゃくゼリーというものは、ミニカップに入っているという状況からして、もしかしたら、人の行動に食べるという概念がまだ生まれていない状況で事故が起こってしまっている可能性があるのではないかとということも1つの注目ポイントだと思います。

皆さん御承知だと思いますけれども、のどには気道と食道があって、弁が、呼吸か嚥下かでその機能を切り替えているわけですが、こんにゃく入りゼリーの事故は、のどの便がまだ空気を吸い込む側、食道ではなくて気道の側に開いている状況で起こってしまい、こんにゃくがそのままのどに到達して気道を塞いでしまうということで、人の脳が予防する措置をとる以前のところで事故が起こっている可能性があるのではないかとということ、その辺りについても是非調べていただけないかということをご個人的には以前から思っています。

中川主査 問題はそれをだれが調べるかということなんですね。

加来委員 済みません。また質問ですが、今、国センの方もおっしゃったように、例えば蒟蒻畑みたいな商品の場合、販売停止をしたり、回収命令を出せる権限を持っているお役所というものはあるんですか。食品について、今はないんですか。そういう役所はないんですか。厚労省でもないんですか。

例えば先ほどの韓国の事例で、事故があって規制を決めて、また何年かして事故があって、また規制を決める。要するに、事故が起これば、なるべく減らすようにということで規制をかけたり改善をかけたりしているわけです。ゼロにすることは難しいかもしれないけれども、そういう努力というのは、行政としては見習ってもいいのではないかと思います。

おっしゃるように、100%禁止をしたりとか、何でも禁止をすればいいというわけではないというのは私も同感なんですけど、少なくとも、この事例を拝見しますと、一定の年数を置いて何件ずつか集中して起きています。だから、そういうことを未然に察知をしておられたら、次の打つべき手というのは、とりあえず、打てる手を打っておこうか。仮にそういうことを規制する法律がないのであれば、法律ができるまでの間は、申し訳ないけれども、日本的行政指導の手法で、とりあえず差し止めなりをできるようにしておくとか、何かそういう知恵がどこかでほしいと思いますが、これはどこの役所からでもいいですけども、お答えをいただきたいと思います。

野村消費者安全課長 韓国におきましては、2001年に事故が発生したときに、韓国の食品医薬品庁速やかに生産・輸入・流通・販売の禁止の命令を発出しております。権限といたしましては、食品安全基本法という法律がございまして、緊急、重大な事故が発生した場合に、生産・販売を禁止することができるという根拠規定がございまして、これに基づ

いて講じられた措置だと聞いてございます。

先ほど来、話が同じところを回っている形になっているかもしれませんが、日本の場合には、食品衛生の観点から食品衛生法で回収等の権限行使を厚生労働省さんに適宜していただいていますけれども、それを越える権限行使ができる根拠が与えられていないので、行政として、こういう状況が続いているということかと理解しております。

中川主査 なるほどね。私の理解するところでは、要するに、今は法律がないということで、だれも権限がない。したがって、指導するしかない。では、立法すればいいのではないかとすると、先ほど厚労省の方がおっしゃっていましたが、もちとどう違うのかという話を始めとして、そもそも何が原因かもよくわからない。禁止することが逆にそれ以外のものの安全性のお墨付きを与えたような形になり、またそこで事故が起きたらどうするか。そういう結構大きな話になって、手をこまねいているところがあるんですが、消費者安全法が成立すると、そこは改善されるはずだと思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

坂田企画官 消費者安全法が施行されますと、6か月の間に限定して、販売の停止等の命令をかけることができますけれども、6か月の間に何らかの新しい措置を取る手立てをとらなければ、抜本的な問題の解決にはつながらないということになるかと思えます。

中川主査 それは繰り返しかけることはできないんですか。改善が見られないなら、もう一回というように。法律ではそうになっていないんですか。今それを議論してもしょうがないですが。

青木委員、お願いします。

青木委員 これは抜本になってくると思うんですが、法的なところでいくと、今ある消安法というのは事故に対しての情報収集あるいは行政命令を含めて、我々からするといろんな問題があるとは思っているんですが、一番素早い対応がとれるのではないかと思います。

消安法は薬品と食品を除いています。薬品は薬事法で副作用報告もあるのであれですが、結局、事故という物理的なものも含めて、食品はそこが抜けてしまっているというのがあれなんです。今度、消費者庁として、消安法がそういう管轄になったときには、もう少し拡大して食品を除くとか、除くではなく、事故という要素のものをまず収集した上で、きちんと原因調査なりリスク評価という過程を経ていただかないと困ると思いますが、非常に法的なところからいえば、一番効果を発揮できるのではないかと思います。

あと、自主回収というのは、非常にその商品に特定できるのかどうか。メーカーがやる場合に、これはそうではなくて、こんにゃくゼリー全部、あの商品だけということではなく、そういう形になるので、これをメーカーサイドに振ってしまうのは、物すごく難しいのではないかと思います。注意喚起ですとか、勿論そういう公表なり何なりという手法は取れますけれどもね。済みません。

中川主査 お願いします。

宗林調査役 最初はアメリカで事故が起こって裁判になったときに、既に日本は事故が起こっておりまして、そのときの資料を送ったんです。それ以降もどんどん諸外国が禁止になっていって、今、まだこの状態であることを大変悲しく思っております。

諸外国の様子を見ますと、韓国がいい例だと思うんですが、物性値を変えて事故が起こり、そして、結局、最終的には昨年グルコマンナンをやめているんです。ほかの国もそうなんですが、大きさとかミニカップというふうに限定はしていますけれども、その中でやめているものは、こんにゃく粉、グルコマンナンで、それを排除してきているという経過をたどっています。諸外国はすべてそういう形です。

ですから、多分、日本のこんにゃく入りゼリーも、こんにゃくあるいはグルコマンナンを入れている量は大変少なくて、固めるため、いわゆる加工時に固めるために入れている添加物のような位置づけではないかと一面思う部分があるんです。というのは、1%以下の少量であること、結局、諸外国が回収をして、起こらなくなったということもありますし、それ以外のいろんな規制をかけているときには、すべてグルコマンナンなりこんにゃく粉をやめることによって、規制をかけているという実態だろうと思います。

ですから、物として見た場合は、先ほど言ったように、このままの状態でただやわらかくしたり何なりするだけではだめなので、抜本的に成分的に、諸外国のような対策がとれるかどうかというのが1点。そうでなければ、弱者の人たちに徹底的にそこが当たらないように回避をする。この2点のどちらかは、必ず選択しないといけないと思います。

中川主査 ありがとうございます。

もう一つ、今日は話題があるんですけども、今の話題につきまして、もう一言という方はいらっしゃいますでしょうか。原委員、どうぞ。これで最後です。

原委員 絶対に18人目の死者は出さないでほしい。そういうことでいろんな作業を進めてください。お願いしたいと思います。

中川主査 ありがとうございます。

関係府省等におかれましては、本日、委員の皆様から提出された御意見を参考にさせていただき、今後、更に対応を講じていただきたいと思います。本日はありがとうございます。

続きまして「4 食品ワーキンググループにおける今後の検討について」という、もう一つの議題に移りたいと思います。これまで事故米、こんにゃく入りゼリーの問題を個別具体の事例として取り上げてきました。今後、本ワーキンググループとして、全体的に議論をどのように整理していくかにつきまして、まずは事務局案を説明していただきまして、それに基づき議論をしたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

野村消費者安全課長 お手元の資料5をごらんいただければと思います。

資料5 - 1でございます。「食品安全の基本的事項の策定に際して留意すべき『消費者の視点』について(例)」でございます。

で並んでございますのが、食品安全基本法に基づきます基本的事項で掲げられております事項でございます。その下にそれぞれに黒いポツで書かせていただいておりますのは、このワーキンググループでこれまでに御議論いただいた御指摘及びこのワーキンググループにも御参加いただいております委員もいらっしゃいますけれども、昨年の国民生活審議会の総合政策部会の食べるワーキンググループでいただいた御指摘を排したものでございます。こういった形で、今後、全般的に議論を御整理させていただければということで、お出しさせていただいているものでございます。

なぜこういう枠組みでということの説明は、資料5 - 2でございますが、現在、国会の方に提出されてございます消費者庁関連3法の中の消費者庁設置に伴う個別法の整備法の中の食品安全基本法に関する該当部分の抜粋でございますが、食品安全に関する基本的事項に関しましては、消費者庁発足後は、食品安全委員会及び消費者政策委員会の意見を聞いて閣議決定をするという変更及び食品安全委員会の所掌事務からは、これに関する事務を削除いたしまして、消費者庁の事務に位置づけるという変更を行うことを予定してございます。

一言で申しますと、食品安全基本方針というものを消費者庁発足後は消費者庁と食品安全委員会と一緒に見ていくということでございまして、消費者庁発足後、速やかにこの基本的事項の改定を行う作業が必要となってまいります。食品安全委員会は消費者庁の発足の円滑な準備のための御審議をいただいているということでございますので、この改定作業におきまして、どういうポイントで改定をしていけばいいかということを御整理いただくと、大変にありがたいと思っておりますということでございます。

確認のために、資料5 - 2の2ページ目、3ページ目に食品安全の基本的事項というのがどういうものであったかということの資料を付けさせていただいておりますが、全部で第11条から第20条まで9つの柱がございまして、

食品健康に関しては、ゼロリスクということが前提にできないということで、リスク評価の重要性及びそれに基づいた施策の実施の重要性、情報の重要性、緊急事態への対応の考え方、関係省庁の連携の重要性、研究機関の整備、内外の情報の収集、表示、消費者教育、全般的な環境に対する配慮という柱でございます。食品安全に関わる基本的なポイントというものは、ひと通り列記されているのではないかと考えてございまして、こういう枠組みの中で御議論を整理させていただければ大変にありがたいと思っております。

資料5 - 3は、平成15年に食品安全基本法が施行されまして、平成16年1月に食品安全委員会が検討されて、現在、定められて施行されております基本的事項でございます。これを逐一御説明いたしません、内容を見ていただくとわかりますとおり、当時のBSE問題を背景にいたしまして、法第11条に基づきます食品健康影響評価の内容に関しましては、大変に充実した検討を当時いただいて、その形で閣議決定をされてございます。

ただ、それ以降の事項に関しましては、今の時点で見えますと、いろいろ足りない部

分もあるのではないかと考えてございます。そういうところを、このワーキンググループでの御議論も踏まえながら、充実させてしていくことができれば、今後の食品安全行政の展開に非常に資するのではないかと考えてございます。

もし、そういうフレームでよろしければ、どういうふうに整理していきたいかということでございますが、資料5 - 1に戻っていただきまして、例えば前回のワーキンググループで事故米の関係でいろいろ御議論いただきました。例えば基準値以上のメタミドホスが検出されていながら、1日3キロ食べてもいいという情報がある。こういう情報を消費者はどう理解すればいいんだろうか。こういう問題は、恐らくでございますが、食品安全基本法が施行されまして、リスク評価に基づくリスク管理、リスクコミュニケーションという概念で食品安全行政が展開されるようになってございますが、そういう状況と、旧来からあります規正法に基づく安全基準の設定といったものが、必ずしも整合性がとれていない。あるいは整合性をとろうとはしているんだけど、そういうところの説明が不十分だというような状況があるのではないか。そういう点があるようであれば、食品安全の今後の展開において留意すべきポイントになるというような整理をさせていただきたいということでございます。

あるいは2つ目、法14条関係でございますが、これも事故米のときの御指摘でございますが、食の安全を脅かす事故が発生して、行政の方が小出しに情報開示を行う一方で、マスコミからは次々と新事実が明るみになる。情報の公表の仕方に問題があるのではないかといい御指摘、ここも消費者安全ということを考えて、どういうふうに情報の開示、公表があるべきかということが、関係者の間で必ずしも基本認識が共有できていないという問題が存在しているのではないかと考えてございまして、こういう御指摘を食品安全基本的事項の改定の中に生かしていくというような整理をさせていただくことで、消費者庁の円滑な発足のための整理という形にさせていただければ、大変にありがたいと思っております。

もしそういうような進め方でよろしければ、次回のワーキンググループで基本的事項の立案に当たっておられる方、関係機関、関係団体等に御出席いただいて、御報告を聴取いただきまして、御議論を進めていただければ大変にありがたいと思っております。

中川主査 今の説明に対し、何か御意見、御質問等はございますか。

原委員、お願いします。

原委員 資料5 - 1で、これまでの発言をピックアップしていただいて、グルーピングしていただいているのですが、今日のお話を聞いている中でも幾つかまだつけ加わる点があると思っております。

2つ目の「緊急事態における対応（法14条関係）」ということで書かれているのは、情報のところは随分書かれているのですが、今日お話を聞いていると、国民生活センターがこれはどうかと思ったときに、資料の提供を求めたりとか調査をしてもらうとか、こういう権限、緊急事態における消費者庁側が持つ権限のようなものが必要ではないかという

こと。

それから、 の中に入らないんですけれども、もう一つ考えているのが、新しい法律の提案ということがあると思っていて、現行の食品衛生法は衛生上の安全性だけですから、物理的な性状の安全性などは入っていませんから、食品衛生法を改正するとか、先ほど通知義務の話になって、製品安全については経産省へ、だけれども、食品についてはないんですというお話でしたけれども、そういった通知義務、そして、そこで次の対策がとれるような、これも新しい立法だと思うんですが、そういう提案もあると思います。

それから、大変気にしているのが、資料5 - 2の第21条で、これは食品安全基本法です。改正で食品安全委員会及び消費者政策委員会が並列をされて意見を聞いてということになっているんですが、今、食品安全基本法を読むと、食品安全委員会が非常に独立して機能として強い存在であります。食品安全委員会がすべての権限を持つというような書きぶりになっていて、太刀打ちできないような印象があって、そこに消費者政策委員会を並列に置いたときに、どんな感じになるのかというのは、ちょっとまだ読み切れないところがあって、食品安全基本法全体を少し見直していただきたいと思っております。

以上です。

中川主査 ほかにいかがでしょうか。

最後の点は、食品安全法の見直しですか。

原委員 食品安全基本法です。「食品安全委員会は・・・」という形で全部条文が始まっていて、横から全然物が言えないという印象がすごく強いのです。読んでみてください。

中川主査 話を元に戻しますが、事務局の説明だと、まずは資料5 - 3をいかにアップデートするかということを議論してはどうかというのがまず御提案としてあって、これは基本方針ですので、食品安全基本法を前提にしたものになっていますので、今の最後の御提案はこれとはまた違う話ですね。食品安全委員会との関係について、もう少し検討すべきではないかということですね。わかりました。

余談ですけれども、1つは食品安全委員会に、先ほどの原因調査をしてもらえないのかという話がありますね。

山上委員 本当に思っているんですけれども、今、食品安全委員会がこれだけあれであれば、事業者の方の物性等の委員会を立ち上げるといいましたけれども、食の専門家でいらっしゃる食品安全委員会でリスク評価、それは食べるという使用実態も含めた上でのリスク評価を是非やっていただきたいと思っております。

原委員 去年、俎上には上がったのです。だけれども、やらないということになったのです。

中川主査 ほかにいかがでしょうか。

急に資料5 - 3が出てきましたが、資料5 - 1は今日の議論を踏まえて、改定版みたいなものを次回いただけるということですね。

野村消費者安全課長 はい。

中川主査 それでは、方針として、事務局の御提案でよろしいということでしたら、先ほど御提案のとおり、次回のワーキンググループを進めさせていただきたいと思
います。

ちょうど時間の1時半になりましたけれども、もし特に御意見がなければ、これで終わ
りたいと思いますが、よろしいでしょうか。本日は、どうもありがとうございました。